



宮 崎 県 公 報

平成30年12月6日(木曜日) 第 3053 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○道路の区域の変更(6件)……………(道路保全課) 1

頁

公 告

○道路の供用の開始(8件)……………(道路保全課) 2
○洪水浸水想定区域の指定(12件)……………(河川課) 4
○落札者等の公告……………5

告 示

宮崎県告示第 918号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
34	県道	都城串間線	串間市大字大矢取字松頭54番2地	旧	12.8～14.8	14.6
			先から同市同大字同字54番2地先まで	新	12.8～22.9	14.6

宮崎県告示第 919号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
34	県道	都城串間線	串間市大字大矢取大字取国有林20林班へ小班から同市同大字大矢	旧	14.6～15.0	9.0
				新	22.1～24.4	9.0

			取国有林20林班へ小班まで			
--	--	--	---------------	--	--	--

宮崎県告示第 920号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
205	県道	向山日之影線	西臼杵郡高千穂町大字向山字谷城3770番1地先から同郡同町同大字同字3770番1地先まで	旧	25.2～35.8	11.8
				新	29.6～35.8	11.8

宮崎県告示第 921号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
237	県道	北方高千穂線	西臼杵郡日之影町大字七折字下尾	旧	9.3～12.8	37.5

			村8772番1地先から同郡同町同大字字崎ノ原8866番1地先まで	新	43.9～ 49.3	37.5
--	--	--	----------------------------------	---	---------------	------

宮崎県告示第 922号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林2094林班り小班から同郡同町同大字中尾国有林2094林班り小班まで	旧	8.8～ 15.5	42.17
				新	8.9～ 43.3	42.17

宮崎県告示第 923号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
433	県道	鶴戸神宮線	日南市大字宮浦字網割3159番1地先から同市同大字同字3161番地先まで	旧	11.7～ 80.3	37.2
				新	32.4～ 80.3	37.2

宮崎県告示第 924号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
29	県道	高原野尻線	西諸県郡高原町大字西麓字田ノ尻4078番12地先から同郡同町同大字同字4086番1地先まで	平成30年12月6日

宮崎県告示第 925号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
34	県道	都城串間線	串間市大字大矢取字松頭54番2地先から同市同大字同字54番2地先まで	平成30年12月6日

宮崎県告示第 926号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
34	県道	都城串間線	串間市大字大矢取大字大矢取国有林20林班へ小班から同市同大字大矢	平成30年12月6日

取国有林20
20林班へ小
班まで

宮崎県告示第 927号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
48	県道	市木串 間線	串間市大字 市木字切畑 6002番1地 先から同市 同大字同字 6002番1地 先まで	平成30年12月6日

宮崎県告示第 928号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
205	県道	向山日 之影線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字谷城 3770番1地 先から同郡 同町同大字 同字3770番 1地先まで	平成30年12月6日

宮崎県告示第 929号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
237	県道	北方高 千穂線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字下尾 村8772番1 地先から同 郡同町同大 字字崎ノ原 8866番1地 先まで	平成30年12月6日

宮崎県告示第 930号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林 2094林班り 小班から同 郡同町同大 字中尾国有 林2094林班 り小班まで	平成30年12月6日

宮崎県告示第 931号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
433	県道	鶴戸神 宮線	日南市大字 宮浦字網割 3159番1地 先から同市 同大字同字 3161番地先	平成30年12月6日

まで

宮崎県告示第 932号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、五ヶ瀬川水系三ヶ所川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県西臼杵支庁土木課において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成19年宮崎県告示第 612号）は廃止する。

平成30年12月 6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 933号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課、宮崎県西臼杵支庁土木課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成18年宮崎県告示第 495号）で指定し、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）附則第 2 条第 1 項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川、小川、北川及び祝子川に係る浸水想定区域は廃止する。

平成30年12月 6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 934号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、五ヶ瀬川水系小川及び北川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月 6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 935号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、五ヶ瀬川水系祝子川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木

事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月 6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 936号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、五十鈴川水系五十鈴川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成20年宮崎県告示第 548号）は廃止する。

平成30年12月 6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 937号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、塩見川水系塩見川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月 6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 938号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、耳川水系耳川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月 6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 939号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、一ツ瀬川水系一ツ瀬川、三財川及び三納川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎県西都土木事務所及び宮崎県高鍋土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成19年宮崎県告示第 575号）は廃止する。

平成30年12月 6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 940号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、石崎川水系石崎川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成19年宮崎県告示第 885号）は廃止する。

平成30年12月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 941号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、大淀川水系丸谷川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県都城土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成19年宮崎県告示第 695号）で指定し、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）附則第 2 条第 1 項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた大淀川水系丸谷川に係る浸水想定区域は廃止する。

平成30年12月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 942号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、大淀川水系新別府川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成20年宮崎県告示第 100号）は廃止する。

平成30年12月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 943号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により、広渡川水系広渡川及び酒谷川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成18年宮崎県告示第 268号）は廃止する。

平成30年12月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公 告**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年12月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
遺失物管理システム一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- 3 落札者を決定した日
平成30年11月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
NEC キャピタルソリューション株式会社九州支店
九州支店長 野田 隆之
福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号
- 5 落札金額
133,624,080円（消費税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年10月11日

--	--